

新潟市聴聞規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年 3月26日

新潟市長

中原ハ一

新潟市規則第14号

新潟市聴聞規則の一部を改正する規則

新潟市聴聞規則（平成6年新潟市規則第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第15条第3項」の次に「及び第4項」を加える。

第10条第3項第3号中「意見」を「前号の主張に理由があるかどうかについての主宰者の意見」に改める。

附 則

この規則は、令和8年5月21日から施行する。